

回覧

R7 中央第 51 号
令和 7 年 1 月 23 日
中央区長 小田 満

凍結防止剤（塩カル）の使用について

市より提供された凍結防止剤についての使用規定について、以下の通りよろしくお願い致します。

数に限りがありますので無駄の無いようご協力をお願い致します。

1. 私有地（個人の敷地内）には使用できません。自宅付近の市道・県道・国道の車道及び歩道に使用してください。
2. まずは雪かきをお願いします。（積雪状態で散布してもほとんど効果はありません。）
3. 個人にお渡しすることはできません。組長さんか町内会役員さんに依頼してください。組長さん・町内会役員さんは公民館管理人さんに申し出て、記録簿に記入の上、必要袋数をお持ちください。1袋 2.5 kgです。